



兵労発基 1213 第 2 号

平成 30 年 12 月 13 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）

時下、ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、休業 4 日以上の死傷災害のうち近年、最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、平成 27 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しているところですが、全国的に転倒災害の件数は増加し、平成 30 年 10 月末速報値では前年同期比で 17.8% 増となっています。

また、兵庫県内においても同様に増加傾向であり、10 月末では 847 件と、昨年同期より約 40 件増加する状況となっていることから、2017 年と比し 5% 減少を図るという第 13 次労働災害防止計画の目標達成のためには転倒災害の防止をより一層推進する必要があります。

このような状況であることから、これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬季を迎えるに当たり、厚生労働省におきましては、転倒災害減少のため、下記の取組を行いますので、御了知いただくとともに、貴団体におかれましても当該取組と連携して、冬季における転倒災害の防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 準備期間の設定

2 月（積雪や凍結による転倒災害が多い月）の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設ける。

2 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において、特にイの対策に取り組むよう指導します。

ア 一般的な転倒災害防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- (ウ) 明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置
- (エ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (オ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (カ) 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (キ) 定期的な職場点検、職場巡視の実施
- (ク) 転倒予防体操の励行

イ 冬季における転倒災害防止対策

- (ア) 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - ② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知
 - ③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し
- (イ) 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - ② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知
 - ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し
 - ⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨